

# R.F.C.M Heartful Report

リスク・ファイナンシャル・カウンセリング・マネジメントのハートフル・レポート===2013年6月号

## ●『セカンドオピニオン』とその活用効果は…

セカンド・オピニオンとは「第二の意見」として、専門的な知識や経験を持つ第三者にも意見を求める行為です。

医療分野では、検査や治療を受ける時に現在の主治医以外の複数の医師に意見を求めることができる制度として浸透しつつあります。

従来では、縁あって出会った主治医に「すべてをお任せする…」という医師と患者との関係でしたが、人間の身体は『病の器』といわれるように複雑な病気が次々に見つかる昨今、複数の専門医師に相談することによって、病気の症状にあった治療法をアドバイスしてもらえるように考えられています。

厚生労働省や国立病院のホームページでも、“患者の目線に立った国民に満足される安心で質の高い医療の提供”の一つに、『セカンドオピニオン制度』の導入を積極的にとり入れているようです。

但し、セカンドオピニオンサービスは、病名が判明している場合に限ることと、すでに治療が完了していることは対象外であり、中には、心療内科・精神科・美容外科・歯科なども対象外とされているようです。

セカンドオピニオンとの関係から、絶望していた疾病の治療法が見つかり、完治したという事例も決して少なくありません。

最近では、弁護士、税理士、会計士、弁理士などの“士業”の世界でも『セカンドオピニオン』との出会いによって、それまで翻弄されていた問題点が見事に解決できたという事例もかなり多く耳にします。

◆**弁護士の場合**、事件に対する争点の捉え方によって「敗訴か…」と諦めかけていたことが、別の弁護士によって「勝訴」へと覆すことが出来た…という事例もあります。

◆**税理士、会計士の事例**では、税額計算をする過程において、経験・知識不足、不十分な調査など、他の専門家との連携がなかったために数億円もの税金を納税していたり、脱税行為として重加算税を受けたり、刑事事件となったりすることもあります。

◆**知財の専門家の弁理士**でも、特許を申請して10年近く結果が出ないままだったものが、別の弁理士に相談したところ、特許申請の際の“事前調査不足”であったり“論点”がずれていたことなどで長引いたことがわかり、セカンドオピニオンとなった弁理士の新たな対応によって、それから数ヶ月間で特許取得の

大丈夫？ リスクのクズリ 貴方はセカンドオピニオンを活用してますか？

が立った事例もありました。

## ●“委ねる”ことが不安になったらどうする…

個人が日常生活から引き起こす問題の解決には、自分の知識や経験では対処しきれないことを専門家に託すことが多くなってきました。

専門家に自分の問題解決を依頼するような時、『委任状』や病院に提出する『承諾書』などを発行することによって、「私は、貴方にこの身を委ねます…」と意思表示をするのですが、ときどき、委任した相手に対する不満や不信によって身を委ねていることが不安になる場合があります。

特に、自分の生命をあずけることになる医師に対する『委ねる気持ち』は、医師の言動だけでなく、治療方法や施術リスクに向けられたものだと思います。生死を分ける選択となるような場面では、治療事例の統計データや医療の技術論だけでは割り切れないのが患者が抱えている『生命観』『家族観』などです。

患者の揺れる心が落ち着くところを導き出すためにも「セカンドオピニオン」の活用は必要ではないでしょうか。

法務関係のトラブルで、問題を抱えてくる相談にやってくる人が語るのは…、弁護士は怖い、上から目線でぶっきらぼう、専門用語が多くて話の中身が分かりづらい、事務所の事務員に聞こえていて話しづらい、相手の言い分に引き込まれている、問題解決に時間がかかりすぎる…など、相談者の真意をしっかりと聞き留めて代理人として戦ってくれる人なのか。つまり「身を委ねる」に値する弁護士なのか…ということに悩み、セカンドオピニオンを求める場合もあるようです。

## ●「セカンドオピニオン」の存在に腸を当てる時…

『士業』との信頼関係が不安定な状況になったとき、“個人の生命”や“会社の存続”をこのまま託し続けているのかを悩むことはない。

治療方法や訴訟内容のメリットは詳しく説明しても、「デメリット」については深く説明しない行為が信頼失墜の原因なのです。

専門家は、「セカンドオピニオン」としての豊かな経験と造詣を持ち依頼者の信頼を得られるか、依頼者が、いま相談している専門家に精神的な納得ができないまま、新たに「セカンドオピニオン」を選択し、納得のいく解決法を見いだすことを阻止できません。



【花言葉】幸福感・癒しの力・優雅・独身生活・隠された功績・繊細な心(デリカシー)

古くから慕われていた証か…。花の歴史は、ツタンカーメン王の時代にも存在し、棺の上に載せられていたそう。骨董洋食器の絵柄としても描かれていることは注目されているようです。

と呼ぶれ、葉は目薬、利尿薬、強壯薬、咳、気管支炎、肝臓病、浮腫に…。また近年では、抗生物質、抗バクテリア作用、免疫力効果が注目されているようです。

正しくは「ヤグルマギク」でした。英名は何故か「コーンフラワー」と呼ばれ、葉は目薬、利尿薬、強壯薬、咳、気管支炎、肝臓病、浮腫に…。また近年では、抗生物質、抗バクテリア作用、免疫力効果が注目されているようです。

細く長い茎の先に矢羽根状の花弁の『矢車菊』が風に大きく揺れている。ヨーロッパ、原産(ドイツ連邦の国花)の園芸種。

ちよっと歳時記



オーナー社長の死亡時、事業承継は会社経営者とその一族、そして従業員にとっても大きな問題です。それ故に事前の備えが大切なのですが、今回は事業承継対策の中で「**自社株**」という視点からも、生命保険の活用が効果的であることに触れてみたいと思います。

### 【自社株対策の生命保険活用方法】

相続の発生時には経営者の財産としての自社株も当然にその対象ですが、事業承継を円滑に進めるべく後継者または会社へ相応の自社株を集中させる必要が生じます。

その為、株式の買い取り資金や相続税の納税資金として多額の現金が必要となる場合も少なくないのです。

もし後継者である相続人が自社株の存在すら意識していなかったなら予想外の事態に慌てることにもなりかねません。

相続財産の中に多くの自社株が存在するも、資金の準備が無い為に不本意な自社株の分散を招いてしまえば事業承継に支障を来すことにもなるでしょう。

又、自社株式の評価額が高ければ、それに伴い相続税も多額になるのです。

いつ訪れるとも知れぬこのような局面を回避する知恵として、被保険者を経営者、受取人を会社とする生命保険の契約があります。

相続発生時には保険金は会社が金庫株として相続人の株式の一部を買い取る為の資金へと充当し、相続人は売却した代金を相続税の支払いに充てることで解決するのです。



自社株評価

**金庫株**とは会社が自社株式を買い戻して手元に置いておく事で、2001年の商法改訂において企業は目的を問わず自社株の取得や保有が出来る様になりました。

勿論、後継者以外が自社の株式を保有している場合でも買い取り資金として利用可能ですので会社存続の混乱を避ける対策として有効です。

自転車愛好家が増加している昨今ですが、警察庁交通局から平成24年版の「自転車関連死亡事故の状況」が発表されました。

自転車事故の内容を見ると…事故の相手は87%(489件)で自動車との「出会い頭の衝突」が半数を超える281件を占めているという。

また「自転車関連死亡事故」の件数は、10年前の0.56倍と減少してはいるが、死亡事故全体では10年前の1.06倍と増加傾向にある。いままで自動車を運転していた人が運転しなくなったときに利用する交通手段について、千葉大学の鈴木教授の論

## 気になる数字……562人 平成24年自転車関係事故の死亡者数

文発表している。

都市の規模や交通条件が異なる3箇所(東京都北区、熊谷市、館林市)では、運転を止めた55歳以上の高齢者(300人×3都市)を運転しなくなった際に利用する交通手段としては、自転車利用者が60%~超えていたという。

問題なのは、自転車関係事故による負傷者数と死亡者数なのです。

自転車走行による交通事故の件数は、年間147,772人、自転車交通事

故死亡者数は562人となっている。これは大変な人数です。

事故の発生状況については……

- ①交差点内……281人(50%)
- ②追突……55人(9.7%)
- ③右折時……50人(8.9%)
- ④左折時……41人(7.3%)
- ⑤追い越し……20人(3.5%)

自転車の走行区分だが、歩道の道路側を走行しなければならないとされていたが、道路交通法では『**軽車両**』と分類される自転車は、指定がない限り車道を走行するのが正しい。

携帯電話やスマホを片手に持って話しながらの自転車走行は危険で『**道路交通法違反**』です。

## 事業承継時における生命保険の効果的活用法②

ファイナンシャルプランナー 山口 晶子

又、生命保険の解約返戻金を活用すれば、相続の場合に限らずに、例えば経営者以外の株主役員の勇退時に自社株を買い取る等々、会社の事情に合わせた資金を準備することも可能でしょう。

### 【自社株対策の必要保障額算出方法】

それでは、どれだけの保険金額を準備すれば良いのでしょうか？

結論なら「買い取る自社株数×1株あたりの時価評価額」という単純な計算式で答えを導き出せそうですが、問題は「買い取る自社株数をどう設定するか？」や「**1株あたりの時価評価額**はいくらか？」でしょう。

株式は保有の割合により経営権に問題が波及することも考慮しなければなりませんし、相続税対策なら相続財産中に占める自社株の割合やその時価評価額も大きく影響します。

つまり結論は各々の会社において様々な事情を踏まえ判断されるべきであり一概には表せないのです。

もともと自社株式1株あたりの時価評価額は、どのような場合にも大きな鍵となります。

**非上場企業である場合、時価評価額は原則的評価方法で評価されるのが一般的で、原則的評価方法は、純資産価額や利益状況など当該企業の評価、さらに類似業種の株価が影響します。**

要するに業績の良好な会社ほど自社株式の時価評価額が高く算定されるということであり、必要保障額も大きくなるということなのです。

予め厳密に算出するのは難しいことですが、念頭に置いて欲しいのは、**現在の評価額を踏まえ将来の事業承継時を予測し算出するべき**であるという点です。



### 【山口 晶子さん・プロフィール】

横浜市在住。株式会社RKコンサルティング所属。日本FP協会会員(AFP)。2013年度MDRT成績資格会員。神奈川県ファイナンシャルプランナーズ協同組合正会員。ライフプラン、保険、年金相談の他、セミナーでの講師も務める。



## 賃貸借契約の家賃保証制度とその問題

不動産コーディネーター 豊田 泰由

アパート・マンションを所有し不動産賃貸業として収入を得ているオーナーにとって、安定した家賃収入が得られないとなつては、死活問題です。

近年の傾向として、これまで良しとされていた業界の習慣が消費者保護法などを背景にして大きく変わりつつあります。

◇敷金や礼金制度の市場からの否定 ◇原状回復や敷引き制度の課題点が問題として顕在化 ◇家賃滞納者への不当な対応(追出し問題)など、オーナーにとっては大変遺憾な事態になりつつあります。

そうした中で、賃料未払いなどのトラブルの解決を「家賃債務保証業務」を引き受けてくれる家賃保証業者に積極的に委託する傾向が増えています。

- ◆家賃債務保証業務を中核に法令遵守する会社
- ◆安心と安全を重視してサービス提供する会社
- ◆収益物件の運営ノウハウを持っている会社
- ◆保証商品を中心に賃貸に係わる差別化サービスが出来る会社

以上のことを遵守できる会社を選択して契約することが大切で、うっかり黒い影が見え隠れするような「債権取り立て会社」に依頼したりすると、入居者や周辺住人とのトラブルを引き起こすことになりかねませんので、その会社が設立されるまでの経歴や、代表者、株主構成などを調査して納得した上で契約することをお勧めします。窓口となる、不動産仲介業者に相談して資料を取り寄せ比較検討をしてください。

## ■ 認知症予防・新書 ■ No.48

NPO法人 認知症介入指導協会 理事 清輔喜美男=  
<http://www.ninchisho-yobo.jp>

### ～アルツハイマー病 脳波で早期診断～ —東京工業大学VB脳機能研究所—

東京工業大学発ベンチャーの脳機能研究所(横浜市)は、アルツハイマー病を脳波を使って早期診断する手法を開発した。多くの病院が持つ脳波測定装置を改良するだけで検査ができ、費用も数千円程度に抑えられる。2014年を目標に実用化し、データ解析を請け負う形で事業化する。

現在、認知症の患者数は約300万人とされ、その半分がアルツハイマー病といわれる。アルツハイマー病は治らないが、早期に診断がつけば進行を遅らせることは可能。

現在は医師による専用テストと脳の画像からアルツハイマー病かどうかを判断するが、早期発見は難しい。新しい診断法では、認知機能の低下など、症状が出る前の脳の神経細胞の働きが弱まった段階で脳波に現れる微妙な変化をとらえる。

あらかじめアルツハイマー病の初期に特徴的な脳波のパターンを数人の患者から導き出した。検査で脳波を測り、このパターンと照合して判定する。

実際の検査では既存の脳波測定装置に21個の電極が付いた帽子型の装置を付け、約5分間、脳波を測定する。

筑波大学などと共同研究で約400人の脳波データを調べたところ、数年後に実際にアルツハイマー病を発症した人の86%を検出できた。病院で測った脳波のデータをインターネット経由で送り、自動解析して返信するシステムを構築して、脳波測定装置を持つ病院であればどこでも活用できるようにした。また、脳血管が詰まって起きるタイプの認知症も同じ手法で早期診断できるとみており、富山大学と共同研究を進めている。

## World Now

### 実効税率調整で、日本経済は元気に?



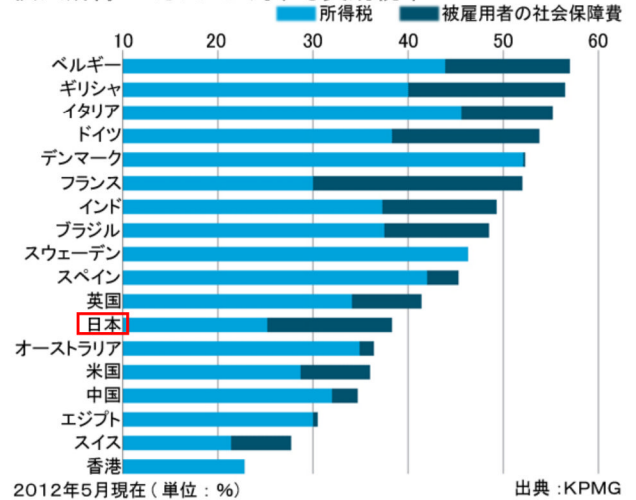
自民党は、法人税の実効税率を20%台に引き下げることを夏の参院選の公約に入れる方針だと先日報道されました。この機会に、各国の実効税率を比較する記事をご紹介します。

ウォール・ストリート・ジャーナルのWebサイトで公開されている、4月15日付で米国下院委員会に提出された税制改革に関する資料(<http://online.wsj.com/public/resources/documents/BRTStudy.pdf>)は、雇用創出や経済活性化の観点から、税制改革の必要性を説く内容ですが、そのなかにOECD(経済協力開発機構)加盟国における2012年の法人税実効税率のランキングがありました。

加盟国中、もっとも税率が高いのは米国で39.1%、日本は2位で38.0%、あとはフランスの34.4%、ベルギーの34.0%、ポルトガルの31.5%、ドイツの30.2%、オーストラリアの30.0%と続きます。この資料は、米国のものなので、米国の法人税が高すぎるという視点で書かれていますが、米国を除くOECD加盟国の平均法人税率は、25.0%とあります。日本の法人税も米国同様相対的に高いのは間違いありません。

一方、個人の所得にかかる実効税率については、エコノミスト誌のWebサイトに掲載されたグラフ(<http://www.economist.com/blogs/graphicdetail/2012/10/focus-4>)に

個人所得10万ドルに対する実効税率



よると、日本はそう高くありません。記事によると、税率1位のベルギーの場合、所得が\$47,720(1ドル102円換算で4,867,440円)を超えると、所得税が33.9%、社会保障費が13.1%、あわせて47%課されます。

今後日本は、流出した企業を呼び戻すためにも、これ以上の流出を防ぐためにも、他国のように法人にかかる税率を引き下げ、個人にかかる税率を引き上げる方向に進む可能性もあります。

財政の健全化という課題を抱えつつ、経済の活性化を図る結果になるのか、注目したいところです。



●辛い体験は…同じ色の痛みを感じるセンサーに！

政権が代わり“アベノミクス”の言葉は円安を生み出し、株高で賑わう一方、『金融円滑化適用廃止』により資金繰りが辛くなる中小零細企業には、まだまだ景気回復のバラ色の空気は届いていません。

むしろ、金利、ライフライン、原材料などの高騰に戸惑い警戒感が増すばかりであって、なかなか一步を踏み出せないで、暗い灰色が幾分明るみを帯びてきた程度の状況の中で、金利上昇の傾向が見えてきたこれからの消費者マインドの変化を模索しているように思えます。

ブラックマンデー、バブル経済の崩壊を体験し、リーマンショックや東日本大震災の経済ショックに真剣に取り組み切り、幾多の経営危機を切り抜けて経営者は、掛け替えのない痛みと自信を持っていることでしょう。

その人の掛け替えのない辛かった体験は、その人なりの『心眼の色』として生涯持ち続けることになると考えられます。

その『心眼の色』は“同じ色の痛み”や“同じ色の過ち”を感じ取ることが出来る『色センサー』が身につけているはずなのです。

もしも目の前に“同じ色の痛み”で苦しんでいる人が居れば「怖がらないでいい……」と、自らの体験を語り手を差し伸べ、“同じ色の過ち”をしようとしている人が居れば「止めた方がいい……」と自分が助けられて現在があることを語り、“同じ色の光の輪”を広げることによって、“同じ色の痛み”を最小限に抑えることが出来、“同じ色の過ち”を制止できるものと信じています。

●感じて感じぬふり…見て見ぬふり…それってあり？

“傍観者”という言葉がありますが、私が一番嫌いな言葉なのですが、目の前の起きている事態に疑問を感じたり、「何かが違うぞ!!」と思ったときに、自分

リスク・カウンセラー奮闘記

109

がそのことに「門外漢」であるというときには、立ち往生したり、その道に通じる人を探し回ったりしている自分に空しいものを感じます。

集団心理の面からとらえた“傍観者”は、

- ・誰もが何もしないのだから緊急な事態ではないのだろう…
  - ・皆と同じことをしていれば非難されないし責任も及ばない
  - ・関わった行為の結果に周囲からマイナス評価を受けるかも知れないという恐れ…
- というように、事件を目の前にしても率先して行動を起こさない状況は、しばしば見かけていることでもあり、時には人道的にあってはならない行動と非難される場合もあります。

「感じて感じぬふり」は、リスク管理の視点で捉えると『感じる=兆し=リスクの芽』という将来重要な問題に拡大するであろうと考えられる事象を見逃している罪深い行為であるかも知れません。

「見て見ぬふり」は、すでに起きている問題を放置していることで、重要な事態になると容易に予測がつくことで、その行為は、後になって卑劣な傍観者の行動と非難されかねないことです。

顧問先の経営者の行動についても、毎月定期訪問している担当者の“観察力”や、豊富な経験を持つ所長の“予見力”があれば『感じて感じぬふり…見て見ぬふり』は到底あり得ないことです。

例え同じ体験や同じ心眼の色を持たなかったとしても、「士業」のその道のプロであるならば、すべての事象を『クリアなる心眼』をもって捉えられる脳力が有るはずだから、経営者からの信頼関係は深まることになるでしょう。

本号の一面で記述した「セカンドオピニオン」として多くの経営者から期待されるような盤石な事務所となる必須条件で、『感じて感じぬふり…見て見ぬふり』は絶対にしないことなのではないでしょうか？



富貴への道

再生・再起への道

起死回生への道

ご利用ください！『経営危機から家族を守る！』のしおり

このキーワードは、リスク・カウンセラーが小規模経営者に向けて訴え続けている永遠のテーマです。

- ①正しく“家訓を守り”承継できる会社経営をめざす経営者
  - ②急成長したのに資金繰りに行き詰まり再生に挑む経営者
  - ③長引く経営不振に決断が先送りになり迷走している経営者
  - ④不慮の事故により経営が危機的状態となった経営者の家族
  - ⑤企業再生が失敗に終わり“起死回生”に向けて頑張る経営者
- “万が一”の経営危機を回避するには日頃からの備えが必要です。

※問題が起きる前に社内勉強会にお役立てください。  
 ※出張による少人数制ミニセミナーをお受けしています。

◇発行者 株式会社 ホロニックス総研  
 ◇責任者 代表取締役・リスクカウンセラー 細野 孟 士  
 ◇連絡先 〒113-0033 東京都文京区本郷1-35-12  
 TEL. 03-5684-0021 FAX. 03-5684-0031  
<http://www.holonics.gr.jp>  
**【ホロニックス】**  
 (英: Holonic) 全体(ホロス)と個(オン)の合成語。  
 すなわち組織と個人が有機的に結びつき全体も個人も生かすような形態を言う。生物は個々の組織が自主的に活動すると同時に独自の機能を発揮する一方でそうした個が調和して全体を構成する (小学館「カタカナ語の事典」より)